

京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク設置要綱

（目 的）

第1条 研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能等の外国人、留学生が安心して活動し暮らせるための受入体制を構築し、人材確保から多文化共生まで、産学公の関係機関の情報共有や相互連携等を図り、オール京都体制でサポートするため、京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部は、その目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- （1） 外国人材の受入環境の整備に関すること
- （2） 外国人との共生の推進に関すること
- （3） その他目的を達成するために必要な事項に関すること

（組織及び会議）

第3条 ネットワークは、別表に掲げる団体等をもって構成する。

- 2 ネットワークに座長及び副座長を置き、座長は京都府商工労働観光部長の職にある者を、副座長は大阪出入国在留管理局審査監理官の職にある者及び京都労働局職業安定部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会議は、座長が招集し、主宰する。
- 4 座長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（部 会）

第4条 ネットワークに、特定の課題について効果的に検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営に必要な事項は、座長が別に定める。

（事務局）

第5条 ネットワークの事務局は、京都府、大阪出入国在留管理局及び京都労働局に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年7月14日から施行する。
- この要綱は、令和7年11月7日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	分 野	団 体 名
経済・労働者団体	経済・産業	京都府商工会議所連合会 京都府商工会連合会 京都府中小企業団体中央会 一般社団法人京都経営者協会 一般社団法人京都経済同友会 一般社団法人京都中小企業家同友会 公益社団法人京都工業会
	労働者	日本労働組合総連合会京都府連合会
関係機関・団体	高度人材・留学生	公益財団法人大学コンソーシアム京都 （留学生スタディ京都ネットワーク） 京都大学 立命館大学 独立行政法人日本貿易振興機構 京都貿易情報センター（ジェトロ京都）
	金融機関	株式会社日本政策金融公庫京都支店
	技能実習生	外国人技能実習機構大阪事務所 京都府職業能力開発協会 公益財団法人国際人材協力機構 （J I T C O）
	多文化共生	公益財団法人京都府国際センター 公益財団法人京都市国際交流協会
	在留資格、雇用管理	京都府行政書士会 京都府社会保険労務士会
行 政	国	大阪出入国在留管理局 京都労働局 近畿厚生局 近畿農政局 近畿経済産業局 近畿地方整備局 近畿運輸局
	市町村	京都市
	府	京都府